

## 始動期の社会福祉実習教育の実際

米澤 國吉<sup>1)</sup>

### A Report on the Initial Stages of the 'Practical Experience of Social Welfare' Education Programme

Kunikichi Yonezawa<sup>1)</sup>

#### Abstract

The purpose of this paper is to summarise the preparation process for the subjects in the practical study group taken by students of the Department of Social Welfare at Aomori University of Health and Welfare, which opened in April 1999. Another purpose of the paper is to outline current trends in teaching for the subjects in the Department who are going to study the subjects.

It is an urgent issue for the teaching staff of the Department to organise and develop the practical study programme for students in the Department, considering the basic philosophy discussed and agreed among the teaching staff while the staff were in the Establishment Office. 'Practical Experience of Social Welfare' is offered to 1st year students. 'Foundation of Social Work Practice' is offered in the second semester of 2000, as is 'Applied Practice of Social Welfare,' which is essential to enable students in the Department to sit for the National Examination of Social Welfare Workers, in 2001

Finally, the main body of the argument of this article was presented at the Conference of Educators of the Practical Study Group at this University, with the theme of 'the Rationals of the Education Programme for Social Welfare Works.'

(J.Aomori Univ.Health Welf.2: 9-16, 2000)

キーワード: 社会福祉実習、社会福祉実習教育、社会福祉士養成課程改正

practical experience of social welfare, 'practical experience of social welfare' education programme reform of educational programme of Social Welfare Workers

#### はじめに

1999年4月開学した青森県立保健大学健康科学部社会福祉学科の社会福祉実習教育は、同年1年生を対象とした体験実習が開講され、2000年度後期より基礎実習、2001年度には社会福祉士国家試験受験資格対応の社会福祉援助技術現場実習が開講される事になり、その教育体制の整備が緊急の課題となっている。

そこで開学準備室での社会福祉実習教育体系の構想等もふまえ、社会福祉実習教育の始動期の準備過程の実際

を記録として残すことを主たる目的として本稿を整理することにした。本稿の整理にあたって開設準備室が準備を進めた当時の申請にあたっての文書等を活用させて頂いた。(注1) 準備過程の実際の部分の中心は実習に臨む基本的な考えについてであるが、昨今の社会福祉実習教育を巡る動向の概要整理も本稿の目的とした。社会福祉実習を履修する本学学生の実習教育への動機付けとなれば幸いである。尚本稿は、2000年3月23日、本学で実施された「青森県立保健大学・実習指導者会議」の午後の

1) 青森県立保健大学健康科学部社会福祉学科 Department of Social Welfare, Aomori University of Health and Welfare

プログラム中「社会福祉士養成課程改正の意義と実習教育の位置付け」について筆者が報告した内容に一部加筆したものである。

構成は、第1章「社会福祉教育における社会実習教育の位置付けと目標」、第2章「本学社会福祉実習教育の流れ（全体像）」、第3章「社会福祉実習教育前進の課題」、第4章「社会福祉士養成課程改正の意義と実習教育の位置付け」である。

## 第1章 社会福祉教育における社会福祉実習の位置付けと、実習教育の目的

本学社会福祉学科では、社会福祉実習教育の本格的始動に向け、1999年9月より2000年3月まで社会福祉実習教育委員会を全7回開催した。そこでその主要な点を紹介する。社会福祉実習教育委員会のメンバー（当時）は、三栖学科長、八戸、吉川、加賀谷、齋藤、鈴木、田中、大和田（愛知県立大学）、米澤である。第1章では第2回委員会での議題「社会福祉実習教育の骨子」について述べる。骨子の提案者は米澤であった。

### 1、社会福祉教育における社会福祉実習教育の位置付けと社会福祉教育の動向

#### （1）社会福祉教育の三構造

通常社会福祉教育を実施する大学、短大、専門学校等では、社会福祉の専門教育は三つの構造により編成されている。講義と演習と実習である。社会福祉専門教育の土台部分を構成するのは講義である。社会福祉原論や方法論、分野論等を講義科目を通して学び、その上に或いはそれと併行して学生は演習科目を履修する。小人数の演習では各専門領域などについて、文献や討論によりテーマを深めることとなる。社会福祉の援助技術については総論や各論の講義の受講後或いは併行して社会福祉の援助技術に関する演習科目が配置されており講義で学んだ内容について実際に演ずる（ロールプレイ）などにより体験的にも深めるものである。

さて、社会福祉の実践現場である社会福祉の機関・団体や施設は多様であり、その利用者や、利用者に対する援助や支援のあり方の実際については、講義や演習科目で全て網羅し実態的に理解することは限界があるとし、又全体を網羅的な理解に導くことが講義や演習の主目的としている訳ではない。そこで講義や演習で学んだことを、社会福祉の現場で体験し、検証する学習形態が必要となり、社会福祉実習教育が配置されているのである。

社会福祉教育は、講義、演習、実習の三構造により編成されており、後で紹介するように近年実習教育がより重要視される傾向が強まっている。

### （2）社会福祉教育における社会福祉実習教育の過去・現在・未来

社会福祉教育の中での社会福祉実習教育の重視は、1999年の社会福祉士養成課程の改正にも見られる近年の動向であるが、わが国の社会福祉学科等で社会福祉実習科目の配置が一般化されるようになった「社会福祉士及び介護福祉士法」制定以降その傾向が強まることとなる。

では、社会福祉士が法制化され、資格対応としての社会福祉援助技術現場実習が必修化される以前の社会福祉教育の中での社会福祉実習教育の位置付けはどうかであったのか。それは、ひと口に言って必ずしも重視はされていなかったようである。

社会福祉実習科目が配置されていない大学。配置されていても時間割に科目が載っている訳でなく、現場実習の直前に数コマのガイダンスを実施。現場実習に行く学生に「君の実習態度に我が大学の名誉がかかっているんだ。くれぐれも落ち度がないように。」と言い肩を叩いて実習に送る大学もあったと聞く。実習担当の教員はベテランというより若手の教員がその任にあたり、教員の持ちゴマ数にはカウントされていないことも多かったようで、当時来日したフィリピンの社会福祉研究者アルマゾン女史は実習教育が軽視されている日本の社会福祉教育を「社会福祉理論大学」(School of Social Work Theories)と評したと言う。

正規の授業として配置されていなかったものの、社会福祉の現実に触れることの意義を教員から学んだ一部の学生は先輩等を頼って実習に取り組んだ。自ら考案した実習日誌を持参して。「概して意欲的な実習であった」とは受け入れ現場の実習生への評価である。自己の熱意と努力による自己開拓が実習先確保の唯一の方法であった当時の実習生である。自らの動機付けは充分であったのである。

先にも記したように現在社会福祉教育の中で社会福祉実習教育は重視されている。社会福祉士の国家資格制度化に伴う社会福祉実習教育の必須化（1987年）続く、精神保健福祉士の資格制度に伴う精神保健福祉士実習（1997年）、教員免許法改正に伴う実習（1997年）等々である。この動きは、社会福祉実習のみが特別に重視されているという側面と、わが国の社会福祉の政策動向の反映として、社会福祉実習教育が多面化し深化せざる得ないという側面があると位置付けて良いのではないかと。

さて、社会福祉実習教育の未来は。

社会福祉実習は、独立して実習教育を成すものでなく、社会福祉の政策や制度のあり方と共に変容すると理解しなければならない。いわゆる社会福祉援助技術の体系が、高齢者福祉分野の政策動向——介護保険制度の導入——に連動し一方でアセスメント論やケアマネージメント論

への拡大・深化、他方での介護技術論への探求のように。社会福祉実習教育の近未来像を考える時、ひとつは社会福祉基礎構造改革下で求められる援助技術のあり方とその実際が課題となり、もう一方では保健・医療・福祉の連携との関連で社会福祉教育のあり方と社会福祉実習教育のあり方が問われることになるのではなかろうか。

## 2 社会福祉実習教育の目的

(1) 社会福祉実習の目的をどこに置くのかに関して幾つかの捉え方がされてきた。そこでその幾つかを挙げる。

### a) 社会福祉学を総体として理解する

大学等で学生は社会福祉の原理論や分野論、方法論を講義や演習を通して学ぶ。その延長線か或いは並行しての体験学習としての実習は、社会福祉の現実に接し、社会福祉職員の職務の実際や利用者の実態を通し総体としての社会福祉学を理解するのである。

### b) 高度な社会福祉専門職員の養成

社会福祉実習教育の目的を社会福祉専門職養成とするものである。社会福祉教育の目的のひとつは、社会福祉専門職養成にあるのは当然のことであり、さらに高いレベルの専門職養成を目的とした場合、それに相応しいカリキュラムの内容を伴った社会福祉実習教育体系が必要となる。

### c) ソーシャルワーク実習

社会福祉の構造的な理解として良く言われるのが、政策・制度の体系と実践・援助技術の体系であるが後者の体系である社会福祉援助の学習を主たる目的とする実習であり、社会福祉士資格対応の実習科目名は「社会福祉援助技術現場実習」となっている。社会福祉実習教育でのソーシャルワーク的側面を重視した教育体系の整備は重要な課題となっている。社会福祉の新しい専門職である介護支援専門員の職務内容としてのケアプランや、ケアマネジメントさらに地方自治体等での地域福祉計画策定の技術等多様なソーシャルワーク実習が要請されている。

### d) 青年期・人生の体験としての社会福祉実習

社会福祉が、広く現代社会のありようと、そこで生活する人々の困難や社会的障害への克服過程への援助・支援であるとするなら、それら社会福祉の現実や実践は、同じ現代社会で暮らす青年にとって、人間にとっていわゆる「貴重な体験」「人生勉強」にもなるであろう。感動や共感の世界ともなりうる。

一方社会福祉を学ぶ目的が将来の職業選択と直結しない場合も決して少なくない訳で、「教養としての社会福祉」を学ぶ学生にとっても、それまでの人生の中であまり体験する機会がなかった社会福祉の現実や実践はその後の人生の指針になることすらあり得るのではないか。若き日々の社会福祉実習の数週間は、青年期・人生の貴

重な体験としての意味を持つのではなかろうか。

## (2) 社会福祉実習教育の目的

社会福祉実習教育について幾つかの捉え方について紹介してきたがそれらも踏まえ社会福祉実習教育の目的を整理、要約したい。

社会福祉実習教育の主要な目的は二つあると考えられるがその一つは、社会福祉学を総体として学ぶために社会福祉実習教育は大きな柱を成す内容であること。二つにはすぐれた実践力を身につけた社会福祉専門職員養成の立場からである。以下実習の目的を挙げる。(注2)

a) すでに学んだ理論を実習を通して検証し、社会福祉学を総体として学ぶ

b) 社会福祉の各分野について学んだことを統合する

c) 社会福祉の職業倫理を学ぶ

d) 社会福祉専門職員になるための自覚を問う

e) 社会福祉実践の理論化の訓練

f) 社会福祉の政策動向や援助技術論の動向を学ぶ

## 第2章 本学社会福祉実習教育の流れ(全体像)

この章では、本学の社会福祉実習教育体系及び各実習の概要、実習教育体系の流れ等について紹介したい。ここでの内容は、本学の社会福祉実習教育の始動を前に1999年9月に開催された社会福祉実習体系検討会議に提出された資料を基に整理したものである。

### 1、本学の实習体系

#### (1) 社会福祉実習教育の基本的考え方

a) 実習は各科目別に配置し、知識・技術を統合し利用者の実際の関わりを通して、その生活障害に対して専門的知識技術を応用しニーズを充足できる実践力を養う。

b) 実習の基本構成は、①社会福祉体験実習(必修)、②社会福祉援助技術現場実習(必修)、③社会福祉応用実習(選択)から成り、以上に加え、④社会福祉基礎実習(必修)、⑤社会福祉援助技術現場実習指導(必修)、⑥社会福祉応用実習指導(選択)を配置する。

c) 実習科目は、1年次後期から段階的に配置し、かつ実習指導科目を配置する。

d) 実習場所は、青森県内とし地域での福祉実践を学べるよう実習計画を編成する。

#### (2) 各実習の概要

1) 各実習の単位と配当年次は表1の通りである。

#### 3) 実習施設の確保と学生配置

実習施設は県内に127ヵ所を確保し、各実習施設・機関・団体に1~2名配置する。

4) 実習における実習先指導(教育)者と、本学教員の指導体制

a) 社会福祉援助技術現場実習及び社会福祉応用実習に

表1、実習単位と配当年次

1、社会福祉体験実習	1年後期、1単位（45H）、集中
2、社会福祉援助技術現場実習	3年後期、4単位（180H）、集中・分散
3、社会福祉応用実習	4年後期、2単位（90H）、集中
4、社会福祉基礎実習	2年後期、1単位（45H）、集中

2) 各実習関連科目の概要は表2の通りである。

表2、実習関連科目の概要

授業科目名	講義等の内容
社会福祉体験実習	各分野の社会福祉施設を見学し、社会福祉施設の役割とそこで働く社会福祉専門職の業務の実際を知ることにより、専門を学ぶ上での動機付けを図る。また、施設内で業務を行う看護職、理学療法士など他職種の仕事についてその専門性と社会福祉職との関わりを理解させる。
社会福祉基礎実習	社会福祉実践現場機関（機関、団体、施設）を広い視野から理解する。したがって視聴覚教育、討論、現場の専門家の講話などを通して共通理解を深める。
社会福祉援助技術現場実習	原則として4週間の配属実習を行い、施設においては福祉の現場で実際に業務を経験し、援助の方法を学び、行政機関実習では機関の業務を経験し問題意識や課題を直接現場で経験し、理解を深める。
社会福祉援助技術現場実習指導	社会福祉援助技術現場実習における事前、事後の指導を通して、実習の課題、計画、問題意識を明確にし、福祉専門職としての感性、自己覚知、記録、利用者との援助関係のもち方等についてスーパービジョンを受ける。
社会福祉応用実習	原則として2週間の現場実習を行う。病院、保健所、障害者センターなどで異専門職種との連携のあり方や福祉専門職の役割などについて理解を深める。
社会福祉応用実習指導	社会福祉応用実習における事前、事後の指導を通して、実習の課題、計画、問題意識を明確にし、福祉専門職としての感性、自己覚知、記録、利用者との援助関係のもち方等についてスーパービジョンを受ける。

については、施設・機関・団体側の実習指導者に実際の指導を依頼する。

b) 学外の実習計画の策定及び施設実習指導者との連絡調整は、各実習教科担当教員が実施する。学外実習の補助業務及び実習に関する学生相談は学科助手が担当する。

#### (5) 実習施設との連携

社会福祉実習教育に関して実習施設との連携は、極めて重要な課題であるが、①実習開始以前に実習指導者と内容・方法の協議を実施し、②実習中の巡回指導時に実習指導者との連携協議を予定したいと考えている。実習終了後も必要に応じて実習指導者との協議を実施することも課題である。

#### (6) 実習における評価・単位認定

実習の評価は、現場指導者の評価、実習日誌、学内に

おける事前・事後指導等総合評価を行い単位認定を行う。

(7) 社会福祉学科の実習の展開及び実習スケジュールについて

a) 社会福祉学科の実習の展開は、表3の通りであるが、1年次の社会福祉体験実習、2年次の社会福祉基礎実習に続く3年次の実習では、前半約2週間、後半約2週間の社会福祉援助技術現場実習を配置しその前後に学内に於ける社会福祉援助技術現場実習指導を配置することとした。つまり前半の現場実習を前に、学内でのクラスワーク等による実習事前指導を行いその後2週間の現場実習を体験、その後学内で前半の実習を振り返り後半の実習に関する学習の場となる現場実習指導を配置し、そのち後半2週間の現場実習終了後再び学内で実習事後指導としての現場実習が配置されている。4年次の応用実習も3年次に準じた方式で現場での社会福祉応用実習の前



(9) 社会福祉学科実習指導体制  
社会福祉学科の実習指導体制以下のものである。

I 社会福祉体験実習担当教員の構成

実習指導教員 (4名)

- 専任教員 三栖 郁子  
(社会福祉学概論・社会保障論 他)
- 専任教員 安田 勉  
(児童心理・カウンセリング概論 他)
- 専任教員 八戸 宏  
(社会福祉基礎演習・社会福祉基礎実習 他)
- 専任教員 吉川 公章  
(医療福祉論・障害者問題論 他)

実習担当補佐 (2名)

- 助手 加賀谷真紀 助手 鈴木保巳

II 社会福祉援助技術現場実習担当教員等の構成

実習担当教員 (7名)

- 専任教員 三栖 郁子  
(社会福祉学概論・社会保障論 他)
- 専任教員 大和田 猛  
(老人福祉論・地域福祉論 他)
- 専任教員 米澤 國吉

(児童福祉論・障害者福祉論 他)

- 専任教員 安田 勉  
(児童心理・カウンセリング概論 他)
- 専任教員 佐藤 恵子 (女性福祉論 他)
- 専任教員 八戸 宏

(社会福祉基礎演習・社会福祉基礎実習 他)

- 専任教員 杉山 克己 (医療福祉論 他)

実習担当補佐 (2名)

- 助手 齋藤 史彦 助手 田中 志子

III 社会福祉応用実習担当教員の構成

実習担当教員 (4名)

- 専任教員 大和田 猛  
(老人福祉論・地域福祉論 他)
- 専任教員 八戸 宏  
(社会福祉基礎演習・社会福祉基礎実習 他)

- 専任教員 杉山 克己 (医療福祉論 他)

- 専任教員 吉川 公章

(医療福祉論・障害者問題論 他)

実習担当補佐 (2名)

- 助手 田中 志子 助手 齋藤 史彦

授業科目 社会福祉基礎実習	科目概要・形式 1単位 45時間 必修	履修年次 2年後期
科目責任者	米澤國吉	
担当者	米澤國吉、木幡洋子、杉山克己、八戸宏、吉川公章	
1、科目のねらい・目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 社会福祉実習教育の意義・目的について理解する。</li> <li>(2) 社会福祉専門職(社会福祉士)として仕事をするうえで必要な(基礎的)「専門知識」、「専門技術」、「関連知識」の理解を深める。</li> <li>(3) 社会福祉専門職としての自覚を促し、専門職として求められる資質、倫理、技能などを総合的に把握する。</li> <li>(4) 社会福祉援助実践現場について理解を深め、相談援助の専門職としての総合的な対応能力を習得する。</li> </ul>		
2、授業の計画・内容		
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)講義 ①社会福祉実習教育の意義・目的について理解する。 ②実践現場の現状、課題、学生への期待(現場で実践されている方をフィールド・インストラクターとしてお願いし、講義していただきます) ③実習に関する諸手続きを理解する。</li> <li>(2)グループ学習 講義を素材にして、グループで課題を整理し、必要なことを調べ、発表・討論し、さらに全体で発表・討論しながら進めて行く。</li> <li>(3)実習 1日の参加観察型実習を行う</li> </ul> <p>講義、グループ学習、実習を通じて、社会福祉援助活動に関する基礎的知識を整理し、理解を深め、自分の関心領域や問題意識を明確にしてゆく。また、実践現場の次のことについて理解を深める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① その存在意義・目的・基盤</li> <li>② 利用者について</li> <li>③ 利用者に関わる人々の役割</li> <li>④ 援助に必要とされる知識・技術</li> </ul>		
3、教科書		
4、参考書 必要に応じて紹介する。		
5、成績評価方法 レポートと授業への参加を総合的に評価する。		
6、学生へのメッセージ 社会福祉への関わりを明確にして行く大きな機会と考えています。主体的な参加を期待します。		

### 第3章 社会福祉実習教育前進の課題

本章については要点のみ列記し、詳細の記述については本学紀要第3号にて発表の予定である。

#### 1 社会福祉施設の機関の団体との連携、共同研究

始動期における社会福祉教育を前進させる第1の課題は、現場実習先である社会福祉施設・機関・団体との連携であり共同研究である。具体的には以下に記す会議や研究組織が望まれる。

##### 1) 社会福祉学科実習指導者会議

年1～2回本学社会福祉実習受け入れ現場との会議が必要となるが、その内容として考えられる事項について記す。

##### ① 本学における実習教育体系と教育の実際

##### ② 実習現場における実習指導・教育の実際

以上に関しては施設種別毎及び、生活型施設、在宅型毎、体験実習・現場実習等各実習毎の指導・教育の実際が整理されることが望まれるのではないか。

##### ③ 実習を通して学生が学んだこと（分析）

実習日誌や実習レポートを通して学生が学んだことを分析しそれらを整理体系化し、第二テキスト（副読本）としてはどうか。

##### ④ 事務・実務に関して

事務・実務に関しては体系的に整理し効率的合理的に対応、処理可能な方策を追求する。

##### 2) 実習の手引き他

現場実習の指導教育の為に実際に活用しうる実習の手引き書の編集が急がれる。大凡以下の項目が必要と考えられる。

社会福祉実習の手引き、2000年度（構成案）

2000年3月14日

#### 社会福祉現場体験実習

##### 社会福祉基礎実習

##### 社会福祉援助技術現場実習

##### 社会福祉応用実習

はじめに

##### 1、本学社会福祉実習教育の概要

社会福祉実習教育の意義と目的

本学社会福祉実習科目の履修体系と教育体系

##### 2、社会福祉体験実習

社会福祉体験実習の意義とねらい

社会福祉体験実習の内容

##### 3、社会福祉基礎実習

社会福祉基礎実習のねらい

社会福祉基礎実習の内容と方法

##### 4、社会福祉援助技術現場実習

1) 現場実習の意義とねらい

2) 現場実習の内容と方法

3) 実習先の決め方

4) 事前の学習課題

5) 実習にあたって留意すべきこと

6) 実習記録（日誌）及び実習報告書の作成

##### 5、社会福祉応用実習

1) 応用実習の意義とねらい

2) 応用実習の内容と方法

#### 資料編

1、社会福祉施設の目的、対象者等の一覧

2、実習先を探すための名簿等一覧

3、学内規定 各実習履修内規

4、開講計画一覧

実習の手引き他、以下の事項の整備及び検討が当面必要となる。

※ 事務書式等

※ 実習関連教室等の整備

※ 精神保健福祉士対応

##### 3) 青森県内社会福祉系大学との連携等

本学の社会福祉実習教育前進の課題のひとつとして、青森大学及び弘前学院大学との社会福祉実習教育に関する連携が重要である。平成12年度は2回の開催が予定されている。さらに日本社会事業学校連盟東北ブロックの一大学として、同ブロックとの連携強化も課題のひとつである。

### 第4章 社会福祉士養成課程改正の意義と実習教育の位置付け

#### 1、社会福祉士養成課程の改正内容

社会福祉士養成課程が改正されたが、(1999年)その概要を列記すると以下の通りである。

##### (1) 社会福祉士養成課程の改正内容

1) 社会福祉援助技術論 (120時間)

a、科目を統合し、時間数の削減

b、コミュニケーション等人間関係形成について強化

c、援助の展開過程を重視

- d、介護保険法の居宅介護支援及び施設介護サービス計画について追加

2) 社会福祉援助技術演習 (120時間) →時間倍増

- a、ロールプレイ等を使った技術の修得強化
- b、人権・権利擁護について強化
- c、在宅での生活支援を強化
- d、コミュニケーション等人間関係のについて強化
- e、具体的な事例を使った演習の強化

3) 社会福祉援助技術現場実習 (180時間)

- a、実習指導を分離
- b、学生による実習計画の策定を明記
- c、週1回の巡回指導を明記

4) 社会福祉援助技術現場実習指導 (90時間)

- a、新設
- b、社会福祉援助技術現場実習から分離
- c、現場体験及び見学実習の必須化
- d、コミュニケーション等人間関係形成について強化
- e、介護の実際について配慮

員及び学生それぞれの立場から社会福祉実習教育の新たな課題の発見とこれからの見通しについての協議の場が求められているのではなかろうか。

(受理日：平成12年11月17日)

(注1) 青森県立保健大学設置認可申請書、平成10年4月30日

(注2) 宮田和明・川田誉音・米澤國吉・加藤幸雄・野口定久＝編著『三訂社会福祉実習』、平成10年3月、中央法規出版、P8～P13

尚、社会福祉士養成課程の改正内容については、「第11回東海・北陸ブロック社会福祉実習研究大会シンポジウム資料『社会福祉士養成と実習教育』愛知県立大学大和田猛 (1999、12、14)」を参考とした。

## 2、社会福祉の動向と実習教育

社会福祉の動向と実習教育への影響

社会福祉の近年の動向を概観すると、介護保険制度及び成年後見制度の創設があり、社会福祉事業法の社会福祉法への改正も含む社会福祉基礎構造改革が進行している。

こうした社会福祉の政策動向の下で新たな利用契約制度に対応した社会福祉教育・研修のあり方の検討が必要とされている。それは、社会福祉士及び介護福祉士の専門資格制度に加え精神保健福祉士が制度化され、さらに介護支援専門員や生活支援員等の新しい専門職の創設が見られる。以上、近年の社会福祉の動向の下での種々の社会福祉専門職の創設は当然これまでとは異なる、或いは拡大された社会福祉の援助や支援のあり方が求められるし、これに連動した形での新しい社会福祉実習教育のあり方が求められることとなる。

つまり、社会福祉専門職養成を担う社会福祉養成教育機関の教員はもとより、社会福祉施設・機関・団体の職